

役員選挙規程

(制 定 昭和41年12月5日)

最終変更 2021年6月25日

第1章 総 則

第1条 規約第28条の規定に基づく役員選挙は、この規程の定めるところによる。

第2条 役員選挙は、役員任期が満了する前年に行う。

第3条 会長は、投票期限の60日前までに地域会役員会の議を経て、投票期限、選挙区及びその定数を定め、これを選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に通知しなければならない。

2 委員会は、選挙を行う年の11月1日現在をもって選挙人名簿を作成し、これを備えなければならない。

3 委員会は、投票期限の35日前までに、投票期限、選挙区及びその定数その他選挙の執行に必要な事項を選挙人名簿に登載された会員（以下、「選挙人」という。）に通知しなければならない。

4 補欠選挙は、この規程に定めるところに従い行うものとする。この場合において、第2項の選挙人名簿については、投票期限の50日前現在をもって作成する。

第4条 選挙人名簿に登載された者は投票期限において引き続き会員（監査法人及び会員権停止中の者を除く。）でなければ、選挙権及び被選挙権を行使することができない。

第2章 選挙管理委員及び選挙管理委員会

第5条 役員選挙は、委員会がこれを執行し、その事務を管理する。

2 委員会は公正かつ適正にその職務を行わなければならない。

第6条 選挙の執行について疑義が生じたときは委員会が最終的にこれを判定する。

第7条 委員会は選挙管理委員（以下「委員」という。）10名以上20名以内をもって組織する。

2 委員会は選挙事務補助者を雇用することができる。

第8条 委員は、地区会長の推薦（各地区会より各1名）により、地域会役員会の議を経て会長が委嘱し、その任期は3年とする。

2 委員の選任と同時に、地区会長の推薦（各地区会より各1名）により、予備委員を地域会役員会の議を経て選任し、委員の欠員が生じたとき、選挙管理委員長の名指により会長が委員に委嘱する。

3 選任された委員及び予備委員は、選任後最初の地域会総会で報告する。

- 4 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 5 委員長は委員のうちから、会長が指名を行い、地域会役員会の議を経て選任し、選任後最初の地域会総会で報告する。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。
- 6 予備委員より委員になった者の任期は、他の委員の残任期間とする。

第9条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、これを代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、委員長が特に必要と認めるときは、電話会議システム、テレビ会議システム等による会議の参加を出席として取り扱うことができる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第3章 選 挙

第11条 選挙は、当地域会が定める電子的方法を用いた投票（以下「電子投票」という。）により行う。

- 2 選挙人は、役員の種別ごとにその選挙区の定数の役員を候補者の中から投票する。
- 3 前項の規定にかかわらず、定数が幹事について10人を超えるときは、会長は、地域会役員会の議を経て、投票すべき定数を定数以下に定めることができる。
- 4 候補者が定数の範囲内の時は投票を省略することができる。

第12条 委員会は、投票期限の10日前までに、投票締切日時を定め、電子投票に必要な情報と併せて選挙人に通知しなければならない。

- 2 委員会は、選挙人名簿に脱漏誤記があれば、会長にこれを補正することを求めることができる。

第13条 選挙人は、前条第1項の規定により通知された電子投票に必要な情報を利用して、当地域会が定める電子的方法により、候補者の氏名を選択し、投票締切日時までに当地域会が定める電子媒体に到達するよう発信する。

- 2 当地域会は選挙人の投票内容の秘密を侵さない。

第14条 投票締切日時が過ぎたときは委員長は、直ちに委員会を招集し、開票及び得票数の計算を行う。

- 2 委員会は、あらかじめ選挙立会人2名以上を指名し前項の開票及び得票数の計算に当たり、立会を求めなければならない。
- 3 投票の効力に関して、疑義が生じたときは選挙立会人の意見を聴いて委員会が決定する。

第15条 次に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の電子的方法を用いないもの

(2) 投票締切日時までに到達しなかったもの

第16条 各役職について得票数の多い者から、その選挙区の定数に満つるまでの者を当選者とする。

2 同一役職につき得票数が同数のもの2名以上あるときは、抽選により順位を決定する。

3 抽選は開票立会人のうちから、抽選によって決定された者が行う。

第17条 委員会は、当選者及び次点者の順位を決定し、委員長は即日当選者にその旨を通知しなければならない。

2 前項に規定する次点者とは、副会長、幹事及び監事の選挙において当選者の5分の3以上の票を得たものを云う。

第18条 当選者が、その就任を辞退し又は就任出来ない事由が生じたときは、前条の規定による順位に従い次点者から順次繰り上げて当選者とする。

2 当選者について、任期開始後6か月以内に欠員が生じ、かつ、次点者がある場合には、当該次点者をその順位に従い、当選者に決定し、前条第1項の通知を行う。

第19条 天災その他非常事態の発生により、公正な選挙の実施が困難な状況が生じたときは、委員会は、この規程の定めにかかわらず、投票期限その他について適切な措置を講じなければならない。

第20条 委員長は、選挙の経過及びその結果を地域会総会に報告しなければならない。

2 補欠選挙の場合には、前項の地域会総会に報告することに代えてその結果を会員に通知する。

第21条 委員会は開票の経過の要領及びその結果を記載した選挙録を作成し、立会った委員及び選挙立会人がこれに署名押印しなければならない。

2 選挙録は、投票その他の関係書類と共に、選挙された役員の任期中、当地域会に保存する。

第22条 第17条第1項に規定する当選者又は次点者が、次の各号の一に該当したときは、当選者又は次点者としての資格を失う。

(1) 当地域会の会員でなくなったとき。

(2) 公認会計士法第21条第1項各号に該当したとき。

(3) 公認会計士法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき。

(4) 会則第67条第2項第2号の会員権停止の懲戒処分を受けたとき。

第4章 候補者

第23条 選挙に関し、他の会員を推薦しようとするときは、役職の種別及び被推薦者の氏名並びに推薦届出者の氏名及び主たる事務所を記載し、これに推薦届出者が署名押印した書面をもって投票期限の28日前までに届け出なければならない。

2 前項の書面には被推薦者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

3 選挙管理委員は、役員候補者を推薦してはならない。

第24条 選挙に関し、自ら候補者になろうとする者は役職の種別、及び自己の氏名及び主たる事務所を記載し署名押印した書面をもって投票期限の28日前までに委員会に届け出なければならない。

2 選挙管理委員及び選挙立会人は、役員候補者となることができない。

3 選挙管理委員は、他の会員を役員に推薦し又は役員候補者のために選挙運動をすることができない。

4 候補者であることを辞退しようとするときは、投票期限の26日前までにその旨を記載し、署名押印した書面をもって委員会に届け出なければならない。

第25条 委員長は、前2条の届出を受理したときは、当地域会事務局に告示する。候補者が辞退したときも、また同様とする。

第26条 選挙人は、第17条第1項の規定により、委員会が当選者又は次点者を決定する日までに、次の各号の一に該当したときは、役員候補者となり、又は役員候補者であることができない。

(1) 当地域会の会員でなくなったとき。

(2) 公認会計士法第21条第1項各号に該当したとき。

(3) 公認会計士法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき。

(4) 会則第67条第2項第2号の会員権停止の懲戒処分を受けたとき。

2 選挙人名簿作成の際現に公認会計士法第30条の規定により公認会計士法第29条第2号の処分の期間にある選挙人は、役員候補者となることができない。

第5章 選挙運動

第27条 選挙に関し、会員は他の会員の名誉を重んじ、会員としての品位を害するような運動をしてはならない。

第28条 選挙運動は、他の会員に対し特定の利益を与え、またこれを与える約束をもって、行ってはならない。

2 会員は、前項の利益を受け、又はこれを受ける約束をしてはならない。

第29条 候補者は、次の方法による場合を除くほか、文書による選挙運動を行ってはならない。

(1) 当地域会が、候補者の希望によりその意見を掲載して、選挙人の電子メールアドレス（協会が会員に対して付与したものに限る。）に対して電子メールを発信する方法

(2) 当地域会が定める電子媒体（会員のみが閲覧できるものに限る。）に電子データを掲出する方法

2 候補者以外の者は、文書による選挙運動を行うことができない。

3 第1項に規定する文書には、第23条第1項又は第24条第1項による届出済みである旨及び候補者の氏名を記載しなければならない。

4 第1項に規定する文書には、虚偽の事項及び他を誹謗する事項を記載してはならない。

5 第1項に規定する文書を発信し、又は当地域会が定める電子媒体に掲出する方法については、細則で定めるところによる。

第30条 選挙人は、自ら又は他の者をして特定の候補者に対して投票を得、若しくは得させる目的をもって他の選挙人に対して電話し、又は特定の候補者に対して投票を得、若しくは得させる目的をもって選挙人の自宅又は事務所等の勤務先を訪問することができない。

2 前項の規定にかかわらず、候補者は、投票を得ることを目的として、選挙人に対して電話し、又は選挙人の事務所等の勤務先を訪問することができる。

第31条 委員会は、会員が本規程の規定に違反する選挙運動を行ったと認めるとき、又はその他必要があると認めるときは、その会員に対し質問をし、勧告若しくは指示をすることができる。

2 委員会は、会員が本規程の規定に違反する選挙運動を行い、かつ委員会の勧告、又は指示に違反し、その処分の必要があると認めるときは、委員会の意見を付して違反と認められる事項を地域会役員会に通知しなければならない。

第6章 選挙広報

第32条 委員会は、役員選挙に当たり選挙広報を作成し、これを投票期限の14日前までに1回選挙人に発信しなければならない。

2 前項のほか、役員選挙に当たり委員会は、協会が管理運営する電子媒体により候補者を選挙人に広報することができる。

3 前2項の選挙広報には、候補者の氏名、生年月、主たる事務所、経歴、意見及び写真を掲載する。

第33条 候補者は、投票期限の28日前までに、前条第1項の選挙広報に掲載する掲載文（候補者の氏名、生年月、主たる事務所、経歴、意見を記載し、写真を貼付したもの。以下同じ。）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の期日までに掲載文の提出がないものについては、委員会は、当該候補者の氏名のみを記載して、選挙広報を発行することができる。

第34条 第32条第1項の選挙広報には、前条の掲載文を委員会の定めるところにより、掲

載するものとする。

第35条 第11条第4項の規定により、投票を省略する役職の種別については選挙広報を発信しないことができる。

附 則

この改正規定は、昭和44年3月29日（日本公認会計士協会近畿支部総会において承認のあった日）から施行する。

第2次 改正附則

この改正規定は、昭和45年5月23日から施行する。

第3次 改正附則

この改正規定は、昭和47年5月20日（近畿支部総会において承認のあった日）から施行する。

第4次 改正附則

この改正規定は、昭和49年5月25日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第5次 改正附則

この改正規定は、昭和59年6月9日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第6次 改正附則

この改正規定は、昭和61年6月7日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第7次 改正附則

この改正規定は、昭和63年6月3日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第8次 改正附則

この改正規定は、平成8年6月6日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第9次 改正附則

この改正規定は、平成12年6月9日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第10次 改正附則

この改正規定は、平成18年6月5日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第11次 改正附則

この改正規定は、平成23年6月27日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第12次 改正附則

この改正規程は、平成25年6月20日（近畿会総会において承認のあった日）から施行する。

第13次 改正附則（平成30年6月22日改正）

1 この改正規定は、平成30年6月23日から施行する。

2 この改正規定は、当地域会第53回定期総会終了の時以後に任期が始まる役員の選出について適用する。

附 則（2021年6月25日改正）

- 1 この改正規定は、2021年6月26日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の役員選挙規程（以下「新役員選挙規程」という。）は、当地域会第56回定期総会終了の時以後に任期が始まる役員の選出から適用する。
- 3 新役員選挙規程第11条から第13条まで及び第15条の規定にかかわらず、地域会役員会で別に定める日まで、選挙人の意思表示に基づき、従前の方法により投票することができるものとする。